

社会福祉法人パール パール訪問看護ステーション

指定訪問看護契約書

<令和6年6月1日現在>

様（以下「ご利用者」といいます）とパール訪問看護ステーションは、訪問看護サービス、介護予防訪問看護サービス及び医療保険訪問看護サービス（以下「訪問看護サービス」といいます）について次の通り契約いたします。

○第1条（契約の目的）

パール訪問看護ステーションは、ご利用者が可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう訪問看護サービスを提供し、ご利用者は、パール訪問看護ステーションに対し、そのサービスに対する料金を支払います。

○第2条（契約期間と契約の終了）

- 1 契約期間は契約締結日から、ご利用者の要介護認定の有効期間満了日までです。医療保険対象者は契約締結日から、ご利用者の医療保険適用満了日までです。
- 2 契約満了の7日前までに、ご利用者からパール訪問看護ステーションに対して申し出がない場合、契約は自動更新されます。ただし、ご利用者の病状の急変等による入院など、やむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。
- 3 パール訪問看護ステーションにおいて、やむを得ない事情がある場合、ご利用者に契約終了日の1ヶ月前に理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
- 4 ご利用者は、次の事由に該当した場合、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ①パール訪問看護ステーションが正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - ②パール訪問看護ステーションがご利用者の名誉を著しく傷つけた場合
 - ③パール訪問看護ステーションがご利用者やそのご家族に社会通念を逸脱する行為を行った場合
- 5 パール訪問看護ステーションは、ご利用者又はご家族が、パール訪問看護ステーションやパール訪問看護ステーションの看護師・理学療法士等に対して本契約を継続しがたいほどの不信行為を行った場合、文書で通知することによりこの契約を解約することができます。
- 6 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ①ご利用者が介護保険施設等に入所した場合。
 - ②ご利用者の要介護区分が自立と認定された場合（ただし、条件を変更して再契約が可能です）。
 - ③ご利用者が死亡した場合。

○第3条（料金）

- 1 パール訪問看護ステーションが提供する訪問看護サービスに対する料金規定は、厚生労働大臣が定める基準によるものとします。ご利用者は、【重要事項説明書】に定める利用料金及び交通費等をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。
- 2 パール訪問看護ステーションは、当月利用料金の合計額の請求書に明細書を付して、翌月の15日頃までにご利用者に送付します。パール訪問看護ステーションは、当月利用料金の合計額を翌月27日頃にご利用者の口座より口座引落しいたします。尚、支払口座は、社会福祉法人パールの諸事業を利用される際、最初にご指定いただいた口座となります。
- 3 保険料の滞納により保険給付金が事業者を支払われない場合、厚生労働大臣が定める訪問看護利用料の当該月分をパール訪問看護ステーションにお支払い頂きます。その際、パール訪問看護ステーションはサービス提供証明書を発行します。サービス提供証明書を後日関係市区町村窓口に出しますと、差額の払戻しを受けることができます。

○第4条 (秘密保持)

- 1 パール訪問看護ステーション及びパール訪問看護ステーションの職員は、訪問看護サービス提供をする上で知り得たご利用者及びそのご家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 各指定サービス事業者等によって構成されるサービス担当者会議においては、ご利用者またはご家族から同意を得ない限り、ご利用者またはご家族の個人情報を用いません。

○第5条 (賠償責任)

- 1 パール訪問看護ステーションは、訪問看護サービス提供にともなって、パール訪問看護ステーションの責めに帰すべき事由によりご利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を適正に賠償します。
- 2 ただし、ご利用者が契約締結時に、その疾患及び身体状況等の重要事項について故意にこれを告げず、また不実の告知を行ったことによって損害が発生した場合には、その限りではありません。

○第6条 (相談・苦情対応)

- 1 パール訪問看護ステーションは、ご利用者からの相談・苦情等に対応する窓口を設置します。そして、自ら提供した訪問看護サービスに関するご利用者の要望、苦情等に対し、迅速かつ適切に対応します。

○第7条 (本契約に定めのない事項)

- 1 ご利用者とパール訪問看護ステーションは、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。
- 2 本契約に定めのない事項 (【重要事項説明書】参照) については、介護保険法令、医療保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って、協議の上定めます。

以上の契約を証するため、本書2通を作成し、ご利用者及びパール訪問看護ステーションが署名捺印の上、1通ずつ保有します。

◇契約締結日 年 月 日

◇事業者 事業者名 社会福祉法人パール パール訪問看護ステーション
住 所 東京都渋谷区鉢山町3番27号
TEL03-5458-4812
代表者名 理事長 新谷 弘子 印

◇ご利用者 住 所 _____
氏 名 _____ 印

◇代理人 住 所 _____
氏 名 _____ 印

(ご利用者との関係： _____)